

高額療養費の申請について

病院窓口での支払い後に高額療養費の申請をする場合は、加入されている医療保険により、窓口での申請方法が異なります。下記に**申請に必要なもの**として挙げられているものを記載していますが、個々によって必要なものが異なる場合がありますので、詳しくは加入されている医療保険の申請窓口へご確認ください。

後期高齢者医療保険の場合は①へ

国民健康保険の場合は②へ

全国健康保険協会〔協会けんぽ〕の場合は③へ

共済・健康保険組合の場合は④へ

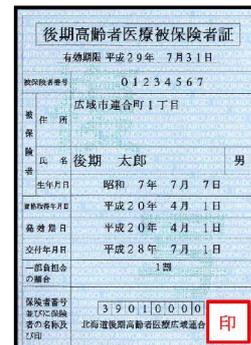
① 後期高齢者医療保険（北海道）の場合

申請に必要なもの

- ①被保険者本人の後期高齢者医療被保険者証
- ②被保険者本人の印鑑
- ③被保険者名義の振込先口座の通帳
- ④代理人が申請される場合は委任状と印鑑

申請窓口

釧路市の方は… 釧路市役所防災庁舎2階子ども保健部医療年金課医療給付担当
釧路町の方は… 釧路町役場総務部住民課保険年金係または支所の窓口



高額療養費の申請は初回のみ必要で、初めて高額療養費に該当された方には、申請に関する文書が通知されているようです。希望される方は必ず高額療養費の申請をして下さい。

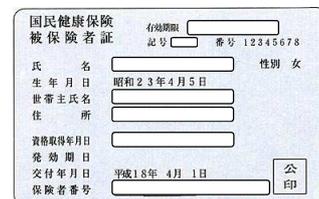
② 国民健康保険（釧路市・釧路町）の場合

申請に必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証
- ②印鑑
- ③病院窓口で支払った領収書
- ④世帯主の口座がわかるもの
- ⑤世帯主および療養をうけた方の個人番号を確認できるもの（個人番号カード、通知カード等）
- ⑥申請する方の本人確認できるもの（写真付きのものでは1点、写真なしのものでは2点以上必要）
- ⑦代理人（同一世帯以外の方）が申請される場合は委任状

申請窓口

釧路市の方は… 釧路市役所防災庁舎2階子ども保健部国民健康保険課保険担当
釧路町の方は… 釧路町役場総務部住民課保険年金係または支所の窓口



釧路市の70歳から74歳までの方で医療費が高額療養費支給の対象となる方には、支払い済みの医療費のうち自己負担限度額を超えて支払った分を計算して、該当する方には診療月の約3か月後に申請用紙を送付されているようです。

③ 全国健康保険協会〔協会けんぽ〕（北海道）の場合

申請に必要なもの

- ①健康保険高額療養費支給申請書（2ページあります）
- ②印鑑（支給申請書に自署出来ない場合）
- ③振込先指定口座番号
- ④代理人が受け取る場合は、支給申請書へ受取代理人の記入・記名・押印
- ⑤低所得者（非課税世帯）の方は支給申請書の証明欄に証明を受けるか住民税の（非）課税証明書を添付

申請窓口

全国健康保険協会の各都道府県支部（北海道であれば札幌市）

支給申請書は、全国健康保険協会ホームページからダウンロードでの入手が可能です。支給申請書の提出はすべて郵送で行うことができます。加入している協会けんぽ支部までお送り下さい。



④ 共済・健康保険組合の場合

申請に必要なもの

申請の手続きが必要かどうかは加入されている保険組合に確認して下さい。

申請窓口

共済・健康保険組合の方は職場に保険給付担当部署（者）があると思いますので、確認して下さい。

共済・健康保険組合は独自の付加給付が充実している場合があります。例えば、高額療養費の自己負担限度額が低く設定されていたり、各種見舞金や手当金が設定されている場合があります。詳しくは、保険給付担当部署（者）に確認して下さい。